

小児慢性特定疾病医療費支給認定に係る提出書類について

<申請に必要な書類>

	必要書類	説明
全員提出 (⑤⑥は窓口確認のみ)	①小児慢性特定疾病医療意見書	指定医に作成を依頼してください。
	②小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書(第1号様式)	ホームページからダウンロードしてください。
	③医療意見書の研究等への利用についての同意書(第2号様式)	
	④加入医療保険の資格情報を確認できる書類(※1)	
	⑤個人番号(マイナンバー)を確認できる書類(※2)	
	⑥申請者本人を確認できる書類(※3)	
該当する方のみ	⑦市民税所得割額等を証明する書類(原本)	被保険者が京都市外で課税されていて、かつマイナンバーの提出がない方
	⑧重症患者認定申告書(身体障害者手帳又は障害厚生年金証書をお持ちの方は、その写しも添付してください。)	重症患者認定基準に該当する方
	⑨人工呼吸器等装着者証明書	人工呼吸器等装着認定基準に該当する方
	⑩同一世帯内に、支給認定に係る児童以外に小児慢性特定疾病又は指定難病の患者(児)がいる場合、その方の受給者証の写し、その方の加入医療保険の資格情報を確認できる書類の写し(※4)	「同一世帯」とは、支給認定に係る児童と同一の医療保険に加入する世帯をいいます。
	⑪年金・手当の証書や支払(改定)通知書等の写し(※5)	市民税非課税世帯の方のみ

(※1) 資格確認書、資格情報のお知らせの写し等

窓口申請に限り、マイナポータルの「医療保険の資格情報」画面の提示でも可能

(※2) マイナンバーカード、通知カード、個人番号付きの住民票等

(※3) マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等

- 窓口にお越しになった方の身元を確認します。

代理人による申請の場合は、申請者からの委任状が必要です。

- マイナンバーカードや運転免許証等の顔写真付きの証明による確認が困難な場合は、年金手帳等の官公署が発行した書類、2つ以上の書類で確認させていただきます。

(※4) 医療受給者証において、加入医療保険の資格情報が確認できれば不要です。

(※5) 市民税非課税世帯の方は、保護者の収入金額により階層区分を決定します。

保護者の所得(合計所得金額)が82万6千5百円以下で、以下の年金、手当等を受給されている場合は、年金・手当の証書の写しや支払(改定)通知書の写し等、金額が分かる書類を提出してください。

- ・ 障害(遺族)基礎年金、障害(遺族)厚生年金、障害(遺族)共済年金等の公的年金、寡婦年金
- ・ 特別障害給付金 ・ 特別児童扶養手当 ・ 特別障害者手当
- ・ 障害児福祉手当 ・ 経過的福祉手当 ・ 障害手当金、障害一時金
- ・ 労災等による障害補償給付、障害給付

<④⑤の書類の提出（確認）が必要な方>

提出書類 保険種別	④加入医療保険の資格情報を確認できる書類	⑤個人番号を確認できる書類
ア 京都市国民健康保険	受診者の分と 受診者と同じ医療保険 に加入する世帯員全員分	受診者と同じ医療保険に 加入する世帯員全員分
イ 被用者保険 (協会けんぽ、共済組合等)	受診者と被保険者の分	受診者と被保険者の分
ウ 国民健康保険組合	受診者の分と 受診者と同じ医療保険 に加入する世帯員全員分	受診者と同じ医療保険に 加入する世帯員全員分
エ 生活保護	不要 ※社保併用時は 受診者と被保険者の分	受診者と申請者の分